

全乗連発第146号
平成23年12月16日

警察庁交通局長
石井隆之様

(社)全国乗用自動車連合会
会長 富田昌孝
交通安全委員会
委員長 荻野隆義

「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策」に関する要望について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、ハイヤー・タクシー業界に対しまして格別のご指導、ご鞭撻を賜り厚く御礼申し上げます。

当業界は、国民生活に不可欠な公共交通機関として当局のご指導の下、法令遵守、安全運転、運行管理および車両管理の徹底及び乗務員の資質の向上等により、安全・安心・快適な輸送サービスの提供に全力を挙げて取り組んでいるところであります。

さて、現下の交通情勢については、貴局からの情報提供や新聞報道等で十分承知しているところでありますが、先般、貴局から全国都道府県警察本部宛に通達された「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策」に関して、全国のタクシー事業者や現場乗務員から、「自転車が車道を走行することとなると、タクシーと自転車との交通事故が増加するのではないか」と懸念・危惧する声が多数寄せられているところであります。

現実に、ここ数年のタクシーが関与した交通事故のうち、自転車を相手当事者とする交通事故が3割近くを占めている実態にあり、また、当連合会が把握するだけでも本年10月末現在で自転車を相手当事者とする交通死亡事故が5件発生し、タクシーが関与する交通死亡事故の約14%を占めております。このタクシーと自転車との交通事故の原因がタクシーにあることは十分認識しているところでありますが、交通ルールやマナーを守らない自転車利用者や道路事情にもその一因があるのではないかと考えます。

つきましては、「自転車総合対策」を推進するに当たっては、別紙記載の事項についてご検討していただきたくご要望申し上げます。

なお、業界におきましては、輸送の安全の確保は、運送事業に携わる者の責務であり、業界の最優先課題であるという認識の下、交通事故の抑止と飲酒運転の根絶に向けて業界の総力を挙げて取り組み、社会的責任を果たして参る所存でありますので、今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

敬具

要望事項

1. 自転車専用道路、普通自転車専用通行帯等の整備に当たっては、自転車と自動車の分離についても配慮されたい。併せて、自動車と歩行者・自転車との分離を図るための歩車分離信号の整備を推進されたい。
2. 第1通行帯にパーキング・メーター等駐車枠と自転車道を併設する場合は、自転車の第2通行帯への飛び出しを防止するため、駐車枠の右側方に自転車が通行するに十分な余地がある道路に限られたい。
3. 自転車専用通行帯設置のため自動車が通行する車線を減少させる等の規制を行う場合は、ハイヤー・タクシー業界等道路利用者の意見を聴取するよう各都道府県警察に指導されたい。
4. 車道の交通量が多く自転車が車道を走行することが危険な道路については、幅員3メートル未満の歩道でも引き続き自転車歩道通行可規制を継続されたい。
5. 自転車利用者への交通法令の周知と安全教育を徹底することにより自転車の安全利用の意識向上を図られたい。併せて、悪質・危険な行為についてはその指導・取締りを強化されたい。
6. 自転車の安全な通行環境と自転車利用者の法令遵守意識が確立されるまでの間は、引き続き現行の規制を継続することも検討されたい。

以上